

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 29 年度 第 2 回 枚方市社会福祉審議会（本審）
開 催 日 時	平成 30 年 3 月 15 日（木） 15 時 00 分から 17 時 00 分まで
開 催 場 所	市民会館 第 1・2 集会所
出 席 者	上野谷加代子委員長、宮原保子副委員長、上谷好一委員、岡崎成子委員、河野和永委員、谷口律子委員、武正行委員、多田正知委員、長尾祥司委員、永嶋里枝委員、三戸隆委員、安藤和彦委員、石田慎二委員、大西雅裕委員
欠 席 者	所めぐみ委員、橋本有理子委員、本多隆委員、明石隆行委員、富岡量秀委員
案 件 名	1. 専門分科会の委員指名について（報告） 2. 各専門分科会等の審議状況について【平成29年度末時点】（報告） 3. 子ども・子育て支援について（安藤委員からの報告） 4. 枚方市障害福祉計画（第5期）（案）・枚方市障害児福祉計画（第1期）（案）について 5. ひらかた高齢者保健福祉計画21（第7期）（案）について 6. その他
提出された資料等の名称	1. 専門分科会指名委員一覧 2. 平成 29 年度各専門分科会等における審議状況【平成 29 年度末時点】 3. 子ども・子育て支援について（安藤委員資料） 4. 枚方市障害福祉計画（第5期）・枚方市障害児福祉計画（第1期）（案） 5. 枚方市障害福祉計画（第5期）・枚方市障害児福祉計画（第1期）（案）概要版 6. ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第7期）（案） 7. ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第7期）（案）概要版
決 定 事 項	・専門分科会の委員指名の報告 ・専門分科会の審議状況の報告 ・「子ども・子育て支援について」安藤委員からの報告 ・「枚方市障害福祉計画（第5期）」障害児福祉計画（第1期）」について説明 ・「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第7期）」について説明

会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	福祉部 福祉総務課

審 議 内 容	
発言者	発言の要旨
委員長	<p>定刻になりましたので、ただいまから、平成 29 年度の第 2 回枚方市社会福祉審議会を開催させていただきます。</p> <p>早速でございますけれども、開催に当たりまして、山下副市長様より御挨拶をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＜副市長挨拶＞</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは、本日の審議会の定員、出席状況について事務局から報告を受けます。</p>
事務局	<p>ただいまの出席委員は 14 名です。委員定数 19 人のうち、2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、枚方市社会福祉審議会条例第 7 条第 3 項の規定によりまして、本審議会は成立していることを御報告いたします。以上です。</p>
委員長	<p>続きまして、傍聴者について事務局から報告を受けます。</p>
事務局	<p>本日の傍聴者数は、0 名です。以上です。</p>
委員長	<p>それでは、案件に入らせていただきます。</p> <p>案件 1 「専門分科会の委員指名について」これは報告ですけれども、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">＜資料説明及び議事進行＞</p> <p>それでは、案件の 1 番目となります枚方市社会福祉審議会の専門分科会への委員指名についてご説明いたします。</p> <p>昨年 4 月 11 日に行いました前回の本審以降に、新たに委員として委嘱・指名された方につきまして、お手元の資料 1 に沿ってご報告させていただきます。</p> <p>まず、「民生委員審査専門分科会」ですが、昨年 6 月 13 日付で退任されました、高野勝委員の後任としまして、新たに武正行氏を同年 7 月 1 日付で委員として委嘱を行いました。</p> <p>続いて、「児童福祉専門分科会」ですが、昨年 9 月 30 日付で退任されました射手谷誠司委員の後任としまして、新たに総山佳宏氏を同年 11 月 6 日付で委員として委嘱を行いました。</p>

	<p>次に、「子ども子育て専門分科会」ですが、本分科会での審議に必要であるとして市民委員を公募し、新たに藤村久美子氏と山本品子氏を昨年8月31日付で委員として委嘱を行いました。</p> <p>この4名の委員の方々につきましては、枚方市社会福祉審議会条例第10条の規定に基づき、委員長より各専門分科会における委員としてご指名をいただいておりますことを、あわせてこの場でご報告させていただきます。</p> <p>なお、武正行委員については、民生委員審査専門分科会の委員としても指名されていることから、本日、この本審の委員としてご参加いただいております。</p> <p>指名委員についての事務局からの報告は以上です。</p>
委員長	<p>委員の指名につきましては、委員の辞職に伴う委嘱ですし、分科会での審議において必要であるということから、事務局の報告のとおり、私より指名をさせていただきます。では先ほど紹介のとおり、本日の本審にご参加いただいている武委員より、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
武委員	<p>昨年の6月14日付で社会福祉協議会の会長を仰せつかっております武です。どうかよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>これからもどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次の案件でございます。各専門分科会等の審議状況について、今年度末の時点ということで、報告いただきたいと思います。事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>各分科会等の審議報告についての説明に移らせていただきます。資料の2です。</p> <p>社会福祉審議会ですけれども、民生委員の審査、障害福祉、高齢者福祉、児童福祉、地域福祉、社会福祉法人設立認可等、子ども・子育ての7つの分野ごとに専門分科会を設置しており、さらに障害福祉専門分科会には、第1・第2審査部会、児童福祉専門分科会には、母子父子福祉審査部会、児童福祉施設認可審査部会を設置しております。それぞれに専門的な審議を行っていただいております。</p> <p>平成29年度末時点での専門分科会の開催回数は、合計15回、審査部会は23回の審議を行っております。</p> <p>それぞれの専門分科会、審査部会の開催内容ですが、本来であれば各分科会の事務局よりご説明するところでございますけれども、時間の都合もございますので、事務局で一括して概要をご説明させていただき、</p>

委員長	<p>後ほどご意見等もいただければと思いますので、宜しくお願いします。</p> <p>まず民生委員審査専門分科会につきまして、本年度は分科会を3回開催し、民生委員・児童委員の辞職者の報告や、新たに委嘱する候補者等について審議をいただきました。</p> <p>次に、障害福祉専門分科会ですが、今年度は分科会を4回開催し、枚方市障害福祉計画（第5期）・枚方市障害児福祉計画（第1期）の策定について審議をいただきました。この計画につきましては、この後、最終報告を予定しております。</p> <p>また、障害福祉専門分科会に設置しております2つの審査部会の開催状況ですが、第1審査部会は、身体障害の程度や身体障害者手帳の審査を行う医師の指定にかかる審議を行うもので、14回の審議をいただきました。そして、第2審査部会は、育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定等を行うもので、11回の審議を行いました。</p> <p>続きまして、高齢者福祉専門分科会でございますが、今年度は分科会を5回開催し、ひらかた高齢者保健福祉計画21（第7期）の策定について審議をいただきました。この計画につきましても、後ほど最終報告を予定しております。</p> <p>次に、児童福祉専門分科会ですが、今年度は1回の分科会を開催し、第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況などについてご審議をいただきました。</p> <p>児童福祉専門分科会に設置しております児童福祉施設認可審査部会では1回の審議を行い、地域型保育事業の認可について審議が行われました。</p> <p>なお、同じ児童福祉専門分科会に設置しております母子父子福祉審査部会につきましては今年度の審議案件がなく、開催には至っておりません。</p> <p>次に、地域福祉専門分科会ですが、今年度は分科会を1回開催し、「枚方市地域福祉計画（第3期）」の進捗状況についてご審議をいただきました。</p> <p>次に、子ども・子育て専門分科会ですが、今年度は分科会を1回開催し、枚方市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況や、主要事業の目標事業量の実績や変更についてご審議をいただいております。</p> <p>最後に、社会福祉法人設立認可等専門分科会につきましては、今年度の審議案件がなく、開催はございませんでした。</p> <p>以上、簡単ではございますが、各分科会における審議状況についての説明を終わります。</p> <p>ただ今ご報告にありましたように、各委員会におかれましては、委員の積極的かつ活発なご参加により、これだけの実績を上げておられま</p>
-----	---

	<p>す。では報告に関してのご質問並びに各委員から追加の報告などがございましたら、よろしくお願いいたします</p>
岡崎委員	<p>すいません。間違っているかもわかりませんが、障害のほうで第1審査会とか第2審査会という報告があるのですが、この身体障害者の程度の決定についてというのはわかるのですが、医師の指定というのはどういうことなのでしょう。医師指定というのはわかっているのですけれども、そのたび毎に医師を指定しながら行ってらっしゃるのか、どうなのかということです。</p> <p>それと、第2審査会ですが、市医療機関の指定というところが、ちょっと意味がよくわからないのですけれども。市医療機関というのはどう捉えたらよいのでしょうか。</p>
委員長	<p>2つのご質問でございます。担当部局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ただいまのご質問ですが、第1審査部会における指定医師ということで、身体障害者手帳の診断書を書ける医師というのをあらかじめ指定をする必要がございますので、その審査を行ったということです。</p> <p>それと、第2審査部会の医療機関の指定ということですが、具体的には育成医療、更生医療という医療の助成をしているのですが、その育成医療、更生医療が可能な医療機関等ですね、薬局も含めてですが指定をしているということになります。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。</p>
岡崎委員	<p>医師指定というのは、手帳判定で大体決まっているわけですよね、指定されたお医者さんというのは。その都度指定されているわけですか。</p>
事務局	<p>例えばお身体の肢体に関する障害程度の診断書を書ける医師です。指定については、どこそこ病院の何々医師ということで申請を受けまして、その医師を肢体不自由の診断書を書ける医師ということで指定をさせてもらう。で、一度指定をさせていただければ、その医療機関等の変更がない限りは、ずっと有効となっています。</p> <p>補足しますと、病院などで異動がありますね。すると診断書が書けなくなることもあるということです。</p> <p>さらに補足しますと、身障認定の指定医師というのが学会発表とか文献報告とか、それと経験年数で書ける医師というのが申請制度で限られています。当然、医師の異動もありますし、その医師の資格状況にもよ</p>

<p>委員長</p>	<p>ります。</p> <p>たくさん指定ができればよろしいのですが、そういうことごさいます。よろしいでしょうか。</p> <p>では次の案件に入ります。今日は子ども・子育て支援について、お互いに学び合いたいと思っております。事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本審議会では独自の取り組みということで、福祉をめぐる法律の改正や各福祉分野の状況について理解を深めるために、ご出席のそれぞれの委員の方から、最近の法改正の状況や現場の実態などについて簡単にレクチャーをいただく場を設けておりまして、直近の平成 28 年度には障害福祉専門分科会の長尾委員、高齢者福祉専門分科会の明石委員、そして社会福祉法人設立認可等専門分科会の上野谷委員長よりレクチャーをお願いしました。</p> <p>本日は「子ども子育て専門分科会」に所属しておられる安藤委員にレクチャーをお願いしたところ、ご多用にもかかわらず快くお引き受けくださいました。ありがとうございました。</p> <p>では、早速ですが安藤委員より「子ども・子育て支援について」のご報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>安藤です。どこまでお役を果たせるかわかりませんが、与えられた時間でお話をさせてもらいます。</p> <p>最初に概要というのを配らせてもらっているのですが、大きく分けてこの「施設型給付」の部分と、「地域型保育給付」の部分と、それから「地域子ども・子育て支援事業」の部分というふうに3つの部分で構成されておりますので、それぞれについて問題点をお話しさせていただきます。</p> <p>そこに認定こども園と幼稚園、保育所とありまして、従来それぞれが別個に動いていたわけですが、今回、認定こども園のほうへ集約をしようという動きが全体としてあります。大きな流れからいいますと、この近畿地方では京都と奈良はあまり進んでいないというのが実態です。この保育所、幼稚園が旧来からあったわけですが、幼稚園のほうは今まで150年近い年数の歴史を刻んできておりました。</p> <p>しかし、ここ数年前まで文科省の人は「教育機関は幼稚園だけです」と。幼児教育機関は幼稚園だけであって、保育所あるいは認定こども園は教育機能はもっているけれども、教育機関ではないのだということをずっと言っておられました。その根拠に、学校教育法第1条に幼稚園が入っていて、そこで行う幼児期の教育は幼児教育であるという説明をさ</p>

れたんですが、いかんせん学校教育論の中に「幼稚園は保育をすること」と、はっきり書かれておりますので、その辺の矛盾はどうなるのかなと思っておりましたら、去年あたりから「幼児教育機関としては幼稚園と保育所と認定こども園があるんですよ」ということをはっきりと表立っていうようになってきました。

そうすると、我々の意識も変えていかなければならないんだと思います。日常会話の中で多くの場合、幼稚園は子供を「行かせるところ」なんです。ところが、保育所は「預けるところ」なんです。これが日常会話で出ている限り、この壁はなかなか越えにくいだろうなど。理屈としてわかっているけども、日常会話で「保育園に預かってもらっています」とか、「保育士が預かってますよ」というレベルでいくと、専門職としてその養育養成を目指してる人間としてはちょっといただけないなということで、時間はかかると思いますが、これからそういう専門職の道を歩むときには、どちらも保育所、認定こども園、幼稚園に「行かせているんですよ」というふうに考えていただければと思います。

日常会話でふっと出ますから、そういうあたりから気をつけていかなきゃならないなと思います。すると今度、保育所に入るための認定についてですが、2ページ目の上のところに「保育の必要性の認定について」というのが今回出ました。以前までは「保育に欠ける子供を保育所に入れるんだ」とおっしゃっていた。そして今回は、「保育の必要性、必要のある子供を保育所に行かせるんだ」となったんですけれども、この前の「保育に欠ける」というのは何の保育に欠けるんでしょうかと。そして、右側の「保育を必要とする」というのは何の保育を必要とするんだろうと。ここが保育に欠けるとしては、「家庭保育」に欠けると。それから、こっち側の保育の必要性っていうのは、「保育所保育」が必要なんです。ここにおいての保育の意味が違ってきているということですね。これも考えてみると、かつてこの保育所に入る理由、あるいは別の言い方をしたら、入れない理由について家で親にかわって養育する人がいれば保育所には入れませんよというルールだった。例えば、おじいちゃん、おばあちゃんがいたら入れなかった。そのときから私は不思議に感じていたんですが、保育士はおじいちゃん、おばあちゃんのかわりですかと。これおかしいやないかと。だから現実を見ても、いまだにそれをマイナスポイントにしている自治体がたくさんあります。もちろんそれを削った自治体もあります。そういう意味で言えば、単なる預かりではないんですよ、おじいちゃん、おばあちゃんのかわりではないんですよ。実態からいえば、遠くのおばあちゃんに来る、一緒におばあちゃんが同居しているっていう話をチェックすることはなかなか難しいことではありますけれども、規則的にそれが今まで公に通っていたし、あるいは未だに「あそこの家、おじいちゃん、おばあちゃんがいる



のに何で保育所に来てんねんやろ」と、こういうことが言われます。そういう意味でいくと、やはり専門の保育の場として保育所があるんですから、おじいちゃん、おばあちゃんがおるからという話じゃなくて、あくまで親の就業状態に限定して判定をしていく必要があるのかなと。もちろん障害児も含めても同じ条件ですので、考えていく必要があるのではないかと思います。

そういう中で、今後この保育を必要とする条件というものをもう少し峻別していく必要があるのではないかなと思いますし、次のページの上のところですが、枚方市は保育所を入所のポイント制でされてるんですか。だから、8時間就業したら40点とか、短かったら何点とか、こういうやりかたですときたんですけど、このポイント制の中身は、その社会の変化の中でももちろん変えていければいいですし、毎年見直してもいいんですけど、ただ心配なのは、点数制で全てがいけるかどうかということです。例えば、兄弟等で違う保育園に入る場合。このときに、もうポイント抜きにして一緒のところですよというふうにいけるのか、あるいは、子供を育てながら働いている保育士さんの子供について優先的に保育所に入れましょうと。これがポイント制でなじむのかどうかという意味で言えば、説明責任の点からすれば、ポイント制がよくわかると思うんですね。だけど、目的を達成するためにそういう点数制だけでいけるのかどうか、これは従来から一歩進んでと思うんです。「何であの人、入れたのか。何か裏でごちゃごちゃしたんちゃうか」というようなことから比べれば、一歩進んだと思いますが、その課題を超えていく必要があると同時に、このポイント制について公表していく。市民の方々に公表して、もっと言えば、自分でポイントがカウントできるようにネットで広げていくということも考えていく必要があるんじゃないか。これはもう既に幾つかの市町村で具体的にやっています。そしてお互いに納得しながら、入れた、入れないということになってくると思います。

次にこの地域型保育事業というのがありますが、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育。この一番最初の地域型保育事業、地域型保育給付というのがありますが、その中で、例えば小規模保育所。今、待機児童がいるからといってどんどん小規模保育所が増えていきます。ご存知のように小規模保育所は園庭が要りません。国のルールでも園庭については設置しろとは書いていない。だけど、自治体によって園庭を必要条件としている所もあります。必要条件とする中に、何キロ離れていても構いませんよという自治体もあるんです。国はそれを決めていません。自治体によっては歩いて片道5分ですよというようなルールを決めている（所もある）。やはりゼロ、一、二歳という園庭も必要になってくるので、そういうものを近場で探し出せるようなルール

づくりをしていく必要がある。これら3つの大きなグループは、日本では全部市町村レベルで決定できるんです。国よりも進んだ仕事していたら国からお達しが来まして、そんなことやってるから待機児童が出るんだと言われたこともあります。例えば、子供20人に保育士1人を、かつては15人に1人でやっていた。15対1でやるから待機児童が出るんですよとって、国のほうから「ご指導」があったんですが、あくまで15対1でやるといった。やはり質を下げても待機児童の話が出てくると、これは主客転倒になるのではないかなと思っております。

それから、家庭的保育について言えば、「3人の子供について1人の保育士で構いません、5人になったらあと1人は保育補助者で構いませんよ」と、ルール上はこうなっています。ただ心配なのは、1人で3人の子供を見ているとき、これは密室保育にならないか、ということです。だから、保育園のルールは1対3ですね。ゼロ歳児。けれども、「保育園は最低2人は置きなさい」となってますから、これに家庭的保育、下手したらそういうことになる。もっと言えば、居間の中で両方に廊下をつくって、この居間の中が保育室ですよと言ってこられる方もおられます。ただそれ考えたら、家族と同居みたいなものになりますので、これはちょっと子供にとっては国の条件では合っているけれども、子供にとってはそれは無理だろうなというようなチェックを自治体でやっていくということも、今後ますます必要になってくるだろうなと……。というのは、国は北は北海道から南は沖縄まで漠然とルールを決めますから、それをさわることはできませんけれども、それより上を設置していくということも必要になりますし、それから居宅訪問型、あるいは事業所内保育についても、まだまだ十二分なところまでいっていません。ただ気になるのは待機児童対策で全部通されたらえらいことになるだろうということです。

株式会社が入ってきているところがあります。これについてある書類を見たら、何で株式会社が入ってきたんだと。株式会社は少子化したときに儲からないから撤退するだろう。それを見越して入れたんだという文書があるんですね。これはちょっと話が逆さまではないかなというふうに思いますので、待機児童ばかりを頭に置かないで、子供のいわゆる最善の利益をどうしたら守れるのかということを考えておく必要があります。

それからその次に、地域子ども・子育て支援事業というのを見ていきますと、もうずっと「13事業」といわれるものもあるのですが、その中に放課後児童クラブというのが置かれている。これは就学後の話です。ほとんど全てが就学前の話が中心で、「子ども・子育て」といったら就学前と思われる方もおられますけれど、就学後の話がここに入ってきています。ある意味で言えば、今まであまり関心がいかなかったこの

放課後児童対策について、これから力を入れていく必要があるだろうなと思います。

枚方市さんは公立で直営になっていますが、周りの状況をちょっと調べたら、大変なんですね。時給日給のような状況に置かれて、それで、1日の時間も4時間か5時間か、はっきりしないようなところでやられてますから、なり手がなかなか少ないと。支援員のなり手は、どっちかいうと定年組ですよというようなところもあります。これからは、放課後児童クラブについても関心を示していく必要があるのですが、これについては、保幼小連携や接続の問題がよく言われます。また、その中で放課後児童クラブのスタッフがどう位置づけられるのかという問題。今回、国のほうも資料のとおり指針を出しまして、それを努力せよというふうに言っていますので、やっぱり子供の育ちを全体につなぐためには、資源をつないでいく必要があるだろうなと。たまたまですけど、この放課後児童クラブ運営指針が去年だったか、やっと出たところです。幼稚園や認定こども園はこれまでずっと出ていますよね。全国で一律、一定の支援をしましょうということで、今、動き始めております。

そういう意味では、この放課後児童クラブについて、なかなか難しい壁が幾つかあるようですので、そこも考えてみる必要があるということと、もう一つは、このときに放課後児童クラブと放課後子供教室。これが教育委員会さんの担当で出てきているんですね。この2つを放課後児童総合プランとして進めていきたいと思いますというのが今出てきているところですが、ただ、それぞれの自治体の都合がありまして、スムーズにいったない、反対にスムーズにいったいる事例も多く出ておりますので、そのあたりをまた検討していただけたらと思います。

それから、最後に子育て支援研修の体系ということをおげさせていただいておりますが、この子育て支援員研修は、これは都道府県レベルで研修をやっております。ただ、この研修は試験がないんですね。資料の130ページに書いてるこの時間を消化すればなれますよということになっているので、ただ心細いなというふうに思っておりますが、もう一つ、人材確保としてこの研修を国はやり始めた。ただ実際はそうじゃなくて、今保育所に無資格で働いてる人がこれを受けに来ていると。そういう意味では、質の向上には多少つながっているだろう。しかし、人材確保にはつながっていないというようなことが起こっていますので、10人いたら8人は働いてる人です。あと2人ぐらひは人材確保につながるでしょうということで、ただ、本当はこの人たちも、いわゆる保育士の資格をとってもらったほうがありがたいので、私もこういう研修に出たときに必ず言うんですが、少子化になったら一番最初に首切られるのはあなた方ですよ。まさにつなぎでされていることですので、受けている人にしたらこれを機会にこの資格を取っていただけたらとお願

	<p>いしているところです。ただ、あちらこちらで人材を確保しようということで、余りその質の問題は問われなくなってきているけれども、やっと保育士についてはキャリアパスモデルっていうのをつくり上げましたので、それに沿って実力をつけていこうというようになってきております。</p> <p>ただ、心配なのは、これは新聞か何かの報道だと思うんですが、どこまで事実かわかりませんが、人材不足のために保育園を閉めたという例が出てきています。保育園自体が儲からなくなってきて、2018年のこの4月に多くの養成校が傾いていきます。絶対数が少なくなっている。この2018年、今の18歳人口がガタッと減っています。そうすると、この人材、別に保育士だけの問題ではなく、ほかも含めてそういう人材自体がいなくなる。パイが小さくなっていくということになると、次には辞めないようにどうしたらいいのかなということをやっているか、とばかり言われます。</p> <p>時間もないことですので、さらっとお話をさせていただきました。ご清聴ありがとうございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>大変ありがとうございました。安藤委員の非常にさばけたお話の中に日本、そして、枚方市における状況や先進的な状況も含めてご紹介いただきました。本当にありがとうございました。私も子ども・子育て支援がどんどん変わってきていますので、うっかりしていますと新しい法律ができたり新しい考え方になってきていますから、こういうふうに学ばせていただくというのはとてもよかったなと思います。</p> <p>それでは次の案件に移らせていただきます。枚方市障害福祉計画（第5期）です。それから、障害児福祉計画が第1期です。この案についてご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今年度ですが、障害者総合支援法に基づく枚方市障害福祉計画（第4期）が終了することに伴い、障害福祉専門分科会におきまして、第5期の計画について集中的に審議を行っていただいたところです。また、児童福祉法の改正によりまして、障害児のためのサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。これを受けまして、「枚方市障害児福祉計画（第1期）」の策定についても同時進行で審議を行っていただきました。今般、この計画（案）が専門分科会のほうでまとまりましたので、この場をお借りしてご報告いたします。</p> <p>引き続き担当課より、両計画につきまして説明させていただきます。</p>

<p>障害福祉室</p>	<p>障害福祉計画、障害児福祉計画（案）についてご説明します。</p> <p>資料4として枚方市障害福祉計画（第5期）、枚方市障害児福祉計画（第1期）（案）の冊子、資料5として計画（案）概要版をお配りしておりますが、概要版のほうに沿ってご説明します。</p> <p>まず、枚方市障害福祉計画、枚方市障害児福祉計画の概要です。</p> <p>1. 計画の趣旨、位置付けですが、枚方市障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の確保に係る目標を定めるもので、障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み等について示しています。また、枚方市障害児福祉計画は、平成30年度から施行されます改正児童福祉法により、市町村において障害児福祉計画の策定が義務づけられたことを受けまして、障害福祉計画と一体的に策定することとしています。障害児支援の必要な量の見込みについては、これまでも障害福祉計画の中で記載してきましたが、今回改めて障害児福祉計画（第1期）として新たな項目も含めて策定します。</p> <p>次に2. の基本理念についてですが、「本市の障害者施策に係る基本理念として現計画の理念を継承し、障害のある人が障害のない人と同じように地域の中で自立して生活できるようにします」「障害のある人が市民社会の一員としてあらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できるようにします」というこの2つを掲げています。</p> <p>3. 各機関については、両計画とも平成30年度からの3年間としています。</p> <p>次に、今回の計画については国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づく成果目標を掲げています。障害福祉計画に係る成果目標としては4点を掲げています。</p> <p>まず1. 施設入所者の地域生活への移行ですが、これは第4期の計画より継続の目標です。第4期計画の進捗としては、(1)の施設入所者の地域移行者数についてはおおむね順調に進捗しています。一方、2の施設入所者の削減数については、施設を出られる方もあれば、新たに入られる方もあってなかなか削減できず、そうした状況を踏まえて第5期計画の目標数値の設定をしています。</p> <p>2. の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ですが、これは市域の目標で精神障害者の地域生活を支援していくために市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとなっています。枚方市の場合、自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会というのがありますので、この部会を協議の場として位置づけることとしています。</p> <p>続きまして2ページです。3の地域生活支援拠点の整備ですが、これについては継続の目標となっています。障害者が地域で生活していく上で必要な支援を行っていく拠点ということで、相談とか、緊急時の対応</p>
--------------	--

などの機能が求められておりますが、課題もいろいろと多く、全国的にも整備が進んでいないのが現状です。そのため、整備の目標が第4期では平成29年度末までに整備ということになっていましたが、これが第5期では平成32年度末までに整備ということになっています。

次に4.の福祉施設から一般就労へ向けての取り組みについても基本的に継続の目標となっておりますが、(4)の就労定着支援事業による1年後の職場定着率、この項目のみ新規となっております。なお、(5)の就労継続支援B型事業所における平均工賃額については、第4期までは全国的に目標として項目がありましたが、第5期からは大阪府独自の目標となっております。

続きまして、障害児福祉計画に係る成果目標ですが、3点掲げています。全て新規の目標となっております。

まず1.の重層的な地域支援体制の構築では、児童発達支援センターにおける支援内容の充実や、保育所等訪問支援という事業の内容充実を掲げています。

2.主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保がありますが、児童発達支援や放課後等デイサービスといった児童の事業所が枚方でも増えてきてはいるんですが、その中でも重症心身障害児を見ていただける事業所がまだまだ足りないということで、これを増やしていこうという目標となっております。

3.医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置とありますが、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図っていく場として設置するという目標となっております。今回の計画は先ほども申しましたが、平成32年度までの3年間の計画ということですが、この医療的ケア児支援のための協議の場の設置につきましては、平成30年度末までに設置するという目標となっております。

次に3ページから4ページにかけては、障害福祉計画と障害児福祉計画に分ける形で、障害福祉サービスの利用見込みを記載しています。基本的にはこれまでの利用実績を踏まえて利用見込みの数字を算定していますが、今回の新たな項目について御説明します。

まず3ページの中に、日中活動系サービスがあります。下から2つ目に就労定着支援がありますが、これは一般就労へ移行された障害者に対して就労に伴う生活面の課題などについて企業や自宅等へ訪問したり、御本人にお越しいただいたりして、いろんな連絡調整や指導助言などを行うサービスです。

その下の居住系サービスの中の自立生活援助。こちらはグループホームなどからひとり暮らしに移行された障害者に対して定期的に訪問したり、随時相談を受けたりといった形で必要な支援を行うものです。

それから4ページの障害児ですが、この中の訪問系サービスの中の居

	<p>宅訪問型児童発達支援。こちらは重度の障害児で外出が著しく困難な方の居宅を訪問して発達支援の提供をするものです。</p> <p>以上、3つのサービスについては新規ということで、平成30年4月より施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において新設されたものです。</p> <p>それから4ページの表の下ですが、同じく法改正により定められた医療的ケア児への支援に関しまして、関係機関の協議の場を設置するというのは先ほど成果目標に入れさせていただきましたが、そこに支援調整の役割を担うコーディネーターを配置することになっていきますので、その記載をしております。また、障害の有無にかかわらず、子供たちがともに成長できるよう枚方市子ども・子育て支援事業計画と連携を図っていく旨を記載しています。</p> <p>最後に4ページの下ですが、この計画の策定体制と推進体制について記載しています。計画の策定に当たっては枚方市社会福祉審議会、障害福祉専門分科会、枚方市自立支援協議会での審議や市民アンケート、団体アンケート、また市民意見聴取など市民の参加を得ながら進めてきたことを記載しています。アンケートや市民意見聴取の概要につきましては、今月、資料4として計画冊子の最後に資料編がございます。そちらに対応を記載していますので、ご参照ください。</p> <p>計画をまとめるに当たり、障害福祉専門分科会で4回にわたり御審議をいただき、1月24日付で上野谷委員長と専門分科会の本多会長の連名で答申をいただいております。計画の策定は平成30年3月としております。以上で枚方市障害福祉計画（第5期）、枚方市障害児福祉計画（第1期）の策定についての説明といたします。</p>
委員長	<p>ただいま担当課からご説明がございましたが、追加やご意見はございますか。</p>
委員	<p>地域生活支援拠点の整備ということで32年度末までには整備していきますって言い切ってもらっしゃるのですが、実際にグループホームとか、ショートステイの便利性等か緊急一時とか、日中一時という部分で、本当に32年度までに整備ができるのかというのが1点と、福祉施設から一般就労へ向けての最後の就Bのことなんですけれども、この前にも私お尋ねしたことがあるんですが、1万4,300円の月額賃金を整えようと思ったら、相当な苦労が必要になってくると。また、就労を継続支援B型っていうのは、今大変な位置づけの中にいると思うんですけれども、こういうものも踏まえて、32年度に整備していかれるっていうのは、ちょっと難しいのではないかなと思います。例えばグループホームもそうなんですが、支援をされるヘルパーさんがいないというようなこ</p>

	<p>とも含めて、じゃあ、地域生活するのに何を求めていったらいいんですかっていうことですよ。</p> <p>それと、本当に入所施設がどんどんなくなっていっている中で、重度の方たちが取り残されているっていう現状はどう見ていくのかなと感じています。児童のほうもどんどんとよくなってきていますけれども、本当に重度のお子さんとか、年をとっていきにつれて重度化していくという大人の部分も含めて、本当にこの障害福祉の計画、5期の計画の中で進めていかれるのかなとちょっと疑問に思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>担当課から答えられる範囲でよろしく願いいたします。</p>
<p>障害福祉室</p>	<p>計画で目標として掲げていますので、達成できるように努力していきたいと思っています。委員がおっしゃるように、障害のある方の高齢化、重度化というのは進んできているということがありまして、地域生活支援拠点の整備が目標として上がっていると認識しています。人材の面や緊急対応の時の受け入れなど、いろいろと課題がある中ですが、何とか整備に向けて頑張っていければと思っています。</p> <p>工賃についてですが、今回平均工賃額が第4期の時と目標の定め方が変わってしまっていて、その考え方に一応説明が書いているんですけども、個々の事業所で目標工賃額を設定していただいて、その目標工賃額の平均を枚方の目標とするという定め方になっていますので、やはり事業所によって工賃の多いところや少ないところ、頑張っているけれどもなかなか上がらないとかいろいろあるかと思うのですが、そこを事業所さんの目標に向かってやっていただくということになっております。市としてもできるだけの支援はしていきたいと思っていますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>長尾委員、どうぞ。</p>
<p>長尾委員</p>	<p>ご質問があったことで、午前中も地域生活支援拠点についての議論をずっとしてたんですが、この拠点事業、国からはモデルが例示されているのですが、余りお金の話が出てこなくて、予算がついていないということなんですが、5つの条件が示されていて、・・・「相談支援体制の役割を構築する」ことと、「自立生活体験の場をつくる」ということと、「緊急時の受け入れ体制」「専門的人材の確保」、そして「地域の体制づくり」ということで、5要件あるわけですが、この間、少しモデル事業やっておられるところとか、少し早目に始められた所に視察に行ったんですけれども、やはり市町村ごとに特性があって、同じようなことというよりは、むしろ枚方市の中でどんな工夫ができるかという議論をして</p>



	<p>いかないといけないということで、一番課題となるのは緊急時の対応とか、その自立体験の場をどうつくっていくかということ。多分にこれは障害特有な課題でもあって、親元から離れるとか、地域に帰ってくるということ。それらを今少し議論をしながら 30 年に向けて何らかの提案をしたいなと議論している最中なんですけれど、国は整備しろと言いながら、なかなか予算が伴わない事業なので今ある既存のネットワークをどうつくるかということで、ネットワークというとなんて難しいのは、今、民間事業所が増えてきているので、既存の今まであった社会福祉法人とか、そういった所との連携とか、今後仕組みとして必要になるのかなと感じています。</p> <p>それと、先ほど就労継続支援 B 型の話なんですけど、うちも B 型事業を当然やっていて、工賃のこと、来年度の報酬改定でその工賃の平均額に伴った報酬額になるということで、非常に成果主義的になるのは国の出方が少し、うん？（と疑問に）思うところあるんですけど、もともと就労継続支援 B 型の対象像っていうのは、比較的重度の方を対象にされていて、それ以外の方が移行とか A にいくということで、そういう対象像を設定しているにもかかわらず、あえてその平均工賃ごとに単価を設定するっていうのは、僕は個人的にどうなのかなという気があって、むしろそうだったら工賃目標に対する取り組みに対する行政との協力とか姿勢とかが必要だと思うんです。そのために優先調達推進法の活用をどうするかとか、いわゆるこの製品の販売の仕組みを工夫できないかということ協会の就労支援部会でやっていますけれども、それ以外にこの B 型が果たすべき役割は何かということをもう少し見定めてやらないと、やっぱり工賃を出さないとあかんということが定められるとそっちへバツと流れてしまう。もともとこの B 型ってなぜできたのかということと、枚方でどういうふうな活動をすべきなのかということをもう少し議論がなされながら、この工賃の問題に触れていきたいなと考えています。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。どうぞ。</p>
岡崎委員	<p>工賃のお話で出たんですけども、法人、NPO も含めて、恐らく税金が発生していくということになりつつあるんです。そういう中で工賃は払わないといかんわ、職員の給料は少ないわ、じゃあ、どうしたらいいのかっていうところの部分全然・・・。ただ工賃がこれだけ払わないといかんよ、じゃないんだけど、ここぐらいは設定しなさいよっていうふうに見えるので、ではそれをどうしていくのかっていうことになれば、例えば生活介護に移りなさいよと言われても、生活介護に近い子も中にはおりますが、周囲の子たちがなかなか生活介護に移行す</p>

	<p>ることも難しい部分があって、事業所内で格闘しているのが今の現状なんです。</p> <p>だから、その辺も含めて5つのこの就労の部分働きかけてくださっているんですけども、では枚方市としてどうしていくの？国は国としてやっているんだと思いますけれども、枚方市としてどうしていくんですかということをお願いしたいんです。A型も増えてます。潰れるところもあります。けれどもどうしていくのかなという、そこで今度は日中の活動の場がありますけれども、行き着くところの親なき後の問題は、どうなるんですかということをちょっと聞きたいです。</p>
委員長	<p>担当課から今の問いに関して、見通しというか姿勢というか、そのあたりでよろしいですか。具体的にこれをどうこうというのはちょっと難しいかなと思います。</p>
事務局	<p>今ご意見をいただきましたように、障害のある方の就労に係る問題、工賃にしてもしかりですし、あとここに掲げている一般就労に関するそういった目標にしても、かなり高い目標を掲げてやっているんですけども、やはり障害のある方の自立であるとか、社会生活を考える上では、一般就労及び、また工賃の関係も非常に大切なことになってきますので、数々の問題、課題等あるとは思いますが、ここに書かせていただいている目標に向かいながら、今後も一つ一つ関係機関と協力しながら努力していきたいと考えております。</p>
委員長	<p>長尾委員、どうぞ。</p>
長尾委員	<p>この中に今幾つか新規事業ということで、就労定着支援とか自立生活援助ということで、こういった事業をどういう形で機能していくのかなということを注目しなければいけないということと、先ほど岡崎さんからあったみたいに、重度の方の親亡き後の生活をどうしていくのかということ、多分現行制度で非常にこういうことをカバーするのは難しい制度状況であると思うんですね。それはどう取り組みをしながら1つの成功例や形をどう作っていけるか。さっきの拠点の中で、ネットワークの中で考えなければいけないことでもあると思うんですけど、例えばその中に重度対応型グループホーム。それをどう活用するかということとか、いろんな具体的な議論を重ねていく中で、その答えを出すしかないんじゃないかと思っているんですけど、余り事業だけが先行していくと、やっぱり国が示していることだけをやるうとするので、具体的な取り組みの中からよい例や、よいやり方というのを行政も含めて議論されるべき。そして、必要な施策は行政が打つべきだと思うし、そういった内</p>

<p>委員長</p>	<p>容が議論できればなと思っています。</p> <p>8050 という、もう 80 のお母さんだから 50 過ぎた子供さんを連れて老老介護、老障介護のほうにも向いてらっしゃいますし、今日もメンバーさんのお母さんが亡くなって、本当に 1 人生活を余儀なくされているような状況の中にありますので、そういうのも含めてちょっと急いでいただくようお願いしていきたいと思います。</p>
<p>長尾委員</p>	<p>僕もほかの法人で理事として、特に重度、重心といわれる方の日中活動事業所にかかわっているんですけど、おっしゃるように本当にお父さん、お母さんもう 80 ぐらいで、どっちか、片親の方もいらっしゃって今後どうするかという、ともすればすぐ施設という方もおられるのも事実で、おっしゃられるように緊急の課題もあると思うんですけど、その中に感じるのは、制度整備も当然これから求められなければいけないと思うんですけど、それまでに早い内から家庭内にホームヘルパーを入れて介護を交代していくとか、そういったことをしながら進めていかないと、頑張り過ぎてあかんようになったら誰か見てくれるみたいになると、施設へ行かざるを得ないとかね。結局そんなことしながら地域移行だって言ったら、こうぐるぐる回っているだけだと思っていて、どんどん早いうちからヘルパー制度を使うとか、人の手を借りていくということ、そういったことを進めていく中で、できるだけ今の形態を保つ、もしくは次の形態にいくということが僕は取り組みとしては必要じゃないかなと、そういうふうに見ながら考えているんですけども。</p>
<p>委員長</p>	<p>この問題、委員会でもいろいろ議論があったと聞いております。非常にまとめるのに大変だったと聞いておりますが、この第 5 期と第 1 期（案）としてまとめていただきまして、今の枚方の状況の中で精いっぱいこれを実現していくということで、今日市長に御報告をいただきたいと思っています。もう悩ましい話で、昨日、ちょうど西宮市社会福祉協議会がやっている青葉園という長く私もおつき合いしてるんですが、常務理事の清水さんの時も研修をしていただき、ボランティア研修をしていただき、市民の方たちに障害者自体も一方でしていただきませんと、在宅移行といっても、これはもう関係者だけが一生懸命やってるということになりますので、そういうお話は市民に徹底して今生きるということとか、そういうことも含めながら、具体的なサービスを展開する、ネットワークをつくるということをやっつけていかなければならないだろうということで、それぞれ悩ましいところではありますけれども、他市の状況も参考にしながらやっていっていただきたいし、やらねばならないなという決意を、昨晚ちょうどしたところでございました。しかし、見</p>

	<p>せていただきます限りにおいては、精いっぱい今の枚方の状況の中でやっていたらと推測いたします。</p>
<p>大西委員</p>	<p>障害児福祉計画のところですが、医療型児童発達支援が 31 年度から 1 というような見込み数になっているかなという、概要版の後ろの一番後ろのところに載っていますけれども、この計画の所を開いてみると、園を統合して利用施設を福祉型の児童発達支援として整備するという方向性が示されていますが、枚方市としては医療型の児童発達支援のニーズがなくなったのかどうか。それから、その下に書いている医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置。このコーディネーターというのはどういう専門性を持った人を配置しようと考えているのか。またその協議の場というのはどういう場を想定されているかということをお聞きいただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>担当課、お願いします。</p>
<p>障害福祉室</p>	<p>医療型児童発達支援についてですが、平成 30 年度実利用者数目標ということでつくってございまして、31 年度は急に 1 になるということなのですが、現在、医療型児童発達支援を利用されているのは、枚方市の公立の施設である幼児療育園に行かれています方がほとんどということなんです。平成 31 年度 4 月から幼児療育園ともう一つ、知的障害児の公立の施設である「すぎの木園」が合築し、児童発達支援センターになるということで、一緒になることによって、その幼児療育園でやられた医療型児童発達支援から児童発達支援のほうに移られると聞いております。ただ、サービスの面には特に変わるものではないということで、引き続き同じようなサービスが提供されるとも聞いております。形式としては医療型ではなく児童発達支援になるようですので、その分の数としては児童発達支援に入れた形でしてはおりますが、全てなくなるということではないと思っておりますので、その他の市の施設に行かれるということも含めてあるだろうと思っております。ただ、その数字が今のところちょっと読めないということで、実利用者数 1 で残しています。</p> <p>次に、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターということなんですけれども、このコーディネーターがどういう人がなれるのかということでは、大阪府のほうからは訪問看護師さんとか、相談支援専門員の資格を持たれている方が該当すると考えているとお聞きしております。この医療的ケア児支援だけではなく、やはり障害のある子供に対する支援をどうしていくかというのを協議する場が必要なのではないかと思っております。自立支援協議会というのをやっておりますけれども、例えばその部会として、その子供の部会をつくっ</p>

<p>委員長</p>	<p>ていくとか、どういう形がいいのかというのはもう少し考えていかなければいけないんですけれども、そうした形で協議の場を作って、その中にコーディネーターを置くというふうにしていきたいと思っています。</p> <p>大西先生、よろしいですか。要するに、予算化したいことですね。予算化を1名分するということと、関連機関の協議の場をするからそれぞれよろしくというレベルで、まだ今から30年度末までに1人は確保したい。ですから、これはなかなかすばらしい人と呼んでこないといけないから、どこかから引き抜くのか、枚方市で確保するのか、この辺が勝負どころですね。そのあたりを行政としても、あるいは、委員会の委員としても、ウォッチングしながら、自分のところだけ考えたらいいというものではございませんが、できるだけ人材というのは広く求めるという姿勢が初期の段階でとても必要ですので、ご協力いただきたい。これは医療関係者、看護、保健、そして福祉関係。民間の親の人のほうがよく知っておられる場合もございますので、東京からでも呼んでくるぐらいの迫力で人材を探すということでもいいんでしょうか。そのぐらいのお金を出そうというコーディネーターの設置なんでしょうか。期待しておきたいと思います。よろしいですか、大西先生。</p>
<p>大西委員</p>	<p>はい。医療的ケア、個別に考えるといろいろな関係機関が非常に多岐にわたって関わっているので、その協議の場を設定する人はもう個別に設定しないといけないような状況も出てくると思うんですね。そういうときにかなりフットワークのいいコーディネーターでないと、その場の設定からしていくということを求められてくるということになりますので、既存のところではなかなか難しいかな。自立支援協議会でも子供部会のような形で作っているところもあるんですけども、なかなか医療的ケアの問題まで波及しないんですね。それは自立支援協議会の上部のところで話をするのではなくて、ケースに従ってしないといけませんので、もっと運営の下のケース会議のようなレベルのところで考えていかなければいけないというようなことが起こってきますので、上部部会でなかなか整理された形では話しをしにくいようなことが起こってくるということを想定していただいて、実働的なその協議の場の設定を自由にできるような、そういうすごい力を持った東京からもどんだんいろいろな人と呼んできてもらえるような、コーディネートを是非とも配置していただければと思います。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>非常に的確な要望も出ましたし、行政だけの責任というよりも、みんなで作っていくんだという姿勢がとりわけ大事だと思います。よろしいでしょうか。</p>

<p>事務局</p>	<p>では、時間の関係もございますので、「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第7期）」に移りたいと思います。事務局からの説明を求めます。</p> <p>老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第6期）」が今年度で終了することに伴いまして、「高齢者福祉専門分科会」において、第7期計画についての集中的な審議を行っていただいたところです。今般、この計画（案）がまとまりましたのでご報告いたします。</p> <p>では、担当課より、「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第7期）」（案）についてご説明いたします。</p>
<p>長寿社会総務課</p>	<p>「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第7期）」についてご説明します。資料は資料6の本編と、資料7の概要版です。</p> <p>まず、資料6の2ページ目をご覧ください。この計画の法的な位置づけと計画期間ですが、老人福祉法及び介護保険法の規定には、老人福祉計画と介護保険事業計画は3年に1回、一体的に策定することが義務付けられております。今年度は平成27年度から29年度を計画期間とする第6期の最終年度でしたので、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第7期）」について社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会でご審議いただいたものです。</p> <p>3ページですが、策定に当たっては広く市民から意見募集をしておりますが、本件はパブリックコメントに準じて分科会として行っていたべく形態で実施した市民意見聴取ということになっています。3ページ中ほど、(5)の市民意見聴取及び市民意見交換会の実施の欄に記載しておりますが、実施期間は平成29年12月20日から今年1月12日までの間で、49の方がご意見をご提出されています。ご提出いただいたご意見の総数は115件です。</p> <p>続いて、今年1月11日と12日の2日間、市民意見交換会も開催しました。参加者は13人で、多数のご意見をいただいております。多かったのは介護保険料を上げないでほしいといったご意見や、介護予防、日常生活支援総合事業に関するもの、それから、特別養護老人ホームを増設してほしいといった要望や、介護人材確保に関してです。</p> <p>こうした意見聴取の結果も踏まえ、1月26日の第5回目の高齢者福祉専門分科会で審議を行っていただき、計画案についてまとめていただいたところです。</p> <p>次に、計画の背景についてです。計画全体の構成ですが、この計画は8章立てとしておりまして、まず第1章には計画の策定にあたってとして、計画の位置づけや基本理念等を記載しています。</p>

次に、第2章は高齢者を取り巻く近況と将来設計として高齢者の人口推計や計画の策定にあたって計4回にわたって実施した高齢者実態調査の主だった結果について記載しています。

第3章は、第6期計画の実績として、第6期計画期間の介護保険サービスの実施状況についてです。

第4章は介護保険サービス料の推計と介護保険料として、第7期計画期間における被保険者数や、要支援、要介護認定者数の推計が新たに整備を行う特別養護老人ホームや、地域密着型サービスなどの整備も含めた介護保険サービス料の見込みや、介護保険財政、保険料の設定などについて記載しています。

第5章は適切かつ効果的な介護サービスの提供として、保険給付の適正化に関する各取り組みや、市民への情報提供体制などについて記載しています。

第6章は地域包括ケアシステムの構築として、保険医療、介護福祉の連携に係る各取り組みや、認知症支援策の推進に係る各取り組みについて記載するほか、平成29年4月に移行した介護予防日常生活支援総合事業についてや、地域支え合い体制の整備に係る各取り組み等について記載しています。

第7章は高齢者サポートセンターの機能強化として、地域包括ケアシステムの中核的な役割を果たします地域包括支援センター、枚方では「高齢者サポートセンター」と呼んでおりますが、その機能強化のための取り組みについて記載しています。

最後に、第8章は健康で生き生きと安心して暮らせるまちづくりの推進として、若年期からの健康の保持増進、高齢者の権利擁護、社会参加、在宅高齢者への支援等について記載しています。

続きまして、計画のポイントについては資料7の概要版でご説明いたします。

1の計画の作成の趣旨、背景です。下の表は高齢者人口の将来推計の表となっており、これによると高齢者のうち、65歳から74歳までの人口は平成37年度には4万3,612人となり、現在より約1万4,000人減少する見込みとなっています。一方、要介護リスクが高まる75歳以上の人口は平成37年度には6万9,000人になり、現在より約1万6,000人増加する見込みとなっています。

このように、高齢者人口そのものの伸びは鈍化しますが、高齢者人口に占める75歳以上高齢者の人口が増えていき、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年度には60%を超えると推計されています。このように、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、これまでも取り組みを進めてきましたが、これについては4に記載しています。それから、地域全体で高

	<p>           齢者を支える仕組みである地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みをさらに進化、推進させていくことが必要となっており、介護予防日常生活支援総合事業をはじめとした取り組みを引き続き進めていくこととしています。         </p> <p>           次に5には第7期計画期間に整備を行う特別養護老人ホームや、地域密着型サービスの整備について記載しています。第7期計画期間では、介護人材の確保が難しくなってきたという状況を踏まえて、既存施設を効率的に活用していく観点から、既存の広域型特別養護老人ホームを増築するほか、地域密着型特別養護老人ホームの新設により、計153所の特別養護老人ホームの整備を行うこととしています。         </p> <p>           そのほか認知症高齢者グループホームや、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を進めていくこととしています。         </p> <p>           裏面にまいります。裏面は第7期の介護保険料について記載しています。平成30年度から平成32年度までの介護保険サービスの利用見込み者数や、必要となる各サービスの見込み料に基づいた給付費の見込み額などから算定しました第7期の介護保険料基準月額が5,610円となっています。ここには記載していませんが、第6期計画期間の介護保険料基準月額は5,590円でしたので、20円の増加。率にして約0.35%上昇しているということになります。         </p> <p>           また、保険料の段階設定については低所得者に配慮した所得段階と、負担能力に応じた段階割合とする設定変更を行いました。第6期では11段階の設定でしたが、今回、この段階を細分化し、一部基準額に対する割合を変更し、基準額に対して最大2.5倍となる段階を設け、15段階とする設定変更を行っております。         </p> <p>           そのほかにも本計画のポイントとして、介護保険法の改正により自立支援、重度化防止に向けた取り組みについて指標を設定し、実績によって評価できるよう計画に数値目標を設定することで、財政的なインセンティブが・・・されるということになりましたので、この計画の中にも、例えば自立支援型地域ケア会議の開催回数など、自立支援、重度化防止に向けた取り組みについて、可能な限り成果指標を設定し、計画に記載をしています。以上、簡単ですが「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第7期）」のご説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。         </p>
<p>委員長</p>	<p>           ありがとうございます。ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。本日、明石委員長が出席がかなわないということで、皆様によるしくということでございました。         </p>
<p>岡崎委員</p>	<p>           ある高齢者の方からちょっと疑問視されているのが、要支援1の方の         </p>



	<p>今後はどうなるんでしょうと疑問を投げかけられたんですが、私もその辺はそのときは存じ上げておりませんで、大丈夫でしょうと言ったもののちょっと心配だったんです。利用料とか、要支援1、2とか、介護度によっては高額になってくるのではないかという御心配をされている方々がまだまだいらっしゃるので、その周知徹底はどこでしていかれるのかなど。</p>
<p>委員長</p>	<p>いかがでしょう。介護保険料との絡み、そして、サービスとの絡み。特に要支援1、2のことは、既にかなり情報提供をされていると思いますが、介護保険料はいかがでしょう。</p>
<p>長寿社会総務課</p>	<p>介護予防日常生活支援総合事業が始まり、要支援1、2の方のサービスが介護保険の給付から市の事業に移行するというので、市民の方からは確かに心配の声を随分といただいておりますが、枚方市におきましては従来のホームヘルプとデイサービスのサービスについては、同内容・同利用料で継続しますので、ご心配は要らないかなと思っています。</p> <p>周知のことですが、市民向けのパンフレットも作って配布もしておりますし、またケアマネジャーさんや、地域の方を通じて広く住民の方にもお知らせいただけるようにと考えています。</p>
<p>委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。そのようにお伝えください。</p> <p>他いかがでございますか。どうぞ。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>失礼いたします。ケアマネジャーの現場から、多分、岡崎様のおっしゃっておられる子供たちは要支援であれば介護を、介護というか支援を省かれるんじゃないか、自立させられるんじゃないかという不安がひょっとしたらお持ちなのかなと思うんですが、要支援だから、要支援2だからといって必要なものは省かないというか、無理やり自立させて悪くなるようなケアマネジメントは基本的にはしないようになっていきますので、そのあたりは必要であるサービスは市の事業ではありますが、ちゃんと立てていくという方向で仕事をしております。</p>
<p>岡崎委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>委員長</p>	<p>本当に市民の不安をどういう形で安心に導くかというのが一番行政としても悩ましいところですが、ぜひあらゆる機会を通して宣伝し、お伝えいただきたいと思います。</p> <p>市の広報もちろんですが、なかなか広報はどの市も見づらいといえますので、いろんな方法を考えていただきたいと思います。</p>

<p>大西委員</p>	<p>質問ばかりで申しわけないんですけども、基準月額、保険料の件なんですけど、5,610円というので、前から20円アップということですが、これ介護給付費の準備基金を取り崩しての額ということですが、これは取り崩しても将来的には大丈夫なものかという、少し取り崩したらどこかでそれを返していかないといけないということになると、バーンと基準月額が上がるといふこともあると思うんですね。</p> <p>というようなことを考えていきますと、これは十分に考えられた数値として出ているんですけども、この5,610円でちょっと安いのかなというような気はするんですけど、私、十数年前にこれぐらいの額で大阪の岬町で基準を出したことがあるので、その時と変わらんやんかというようなことを思ったんですけども、いかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>担当課いかがですか。</p>
<p>担当課</p>	<p>今回、介護給付費準備基金を取り崩すことで、648円もの軽減に充てることができたということですが、3年間の保険料の余剰分が積み上がって得てきたものを、7期の保険料の軽減に充てるといふことです。収支均衡を保つことが必要ですので、第8期につきましても、第7期中で、もし、保険料の余剰がありましたらこの基金へ積み立てられまして、その分を次の期の軽減に充てていくということを考えています。</p>
<p>委員長</p>	<p>感想ですが、大阪市などは第11段階しかありませんので、そのほかを丁寧に高所得者の皆さん方にご協力いただいて、それも影響しているのかなと思いますし、私などはこれを見させていただいたら、枚方市に変わりたいなと思うぐらいに非常に安い感覚がございますので、そのあたりを上手に運用しながら、何とか貯めていきながらこちらへ回していくという、まあどの市もやっておりますけれども、上手にお財布の使い方をしていらっしゃる市だなと思います。ですから、未納者を増やさないようにみんなで協力するという、これはもう本当に全体の1つの思想の証でございますので、頑張ってるなという感じがしました。</p> <p>それと、介護予防ね。1人でも元気なようにしていくことがお互いにとってよろしゅうございますから、それもこの今回の計画には出ておりますし、子供たちへの福祉教育も含めて高齢者以外も含めて、非常に丁寧な答申をつくっていただいたことにお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>全体を通していかがですか。何かご要望などがありましたら、よろしいですか。</p> <p>それでは、本日用意しました案件はこれで終了いたしました。</p> <p>事務局から連絡事項がありましたら、よろしく願いいたします。</p>

事務局	<p>本日は熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。次回、平成 30 年度第 1 回目の本審の開催ですが、5 月頃を予定しています。開催の案内等、詳細につきましては時期が近づきましたら、正式に文書等でご案内させていただきますので、皆様宜しく願います。事務局からは以上です。</p>
委員長	<p>よろしいですか。それでは年度末のお忙しいところをご参加いただいたので、皆様にお礼を申し上げまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>